25　25の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載するか、備考の欄に「全国」、「全国（沖縄県を除く。）」、「○○総合通信局管内」、「何県、その周辺」、「何湾、沿岸水域」、「何県、その周辺、上空」のように記載すること。

［削る］

26　28の欄は、次によること。

(1)　人工衛星の名称の欄は、注13に準じて記載すること。

［(2)　略］

(3)　トランスポンダ番号の欄は、申請に係る人工衛星に搭載するトランスポンダ番号ごとに区別できるように番号を付すこと。

［(4)～(6)　略］

(7)　偏波面コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

［(8)　略］

(9)　通信の相手方が当該無線局の申請者に属する人工衛星局であつて、当該人工衛星局に係る別表第二号の二第８に規定する工事設計書の22の欄と記載内容が同一である場合には、補足事項の欄にその旨を記載して、(2)から(7)までの記載を省略することができる。

27　30の欄は、次によること。

(1)　人工衛星の名称の欄は、注13に準じて記載すること。

［(2)～(6)　略］

28　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

29　無線局事項書及び工事設計書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この別表に定める規格の用紙とする。

別表第二号の五　登録の申請に添付する書類の様式（第25条の10第３項及び第25条の17第３項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

1　法人団体個人の別	□法人　□団体　□個人
2　住　所	都道府県―市区町村コード　〔　　〕 〒（　　―　　） 電話番号（　　）　　―

28　28の欄は、移動範囲のコード表により該当するコードを記載すること。

29　29の欄には、外国の人工衛星局が開設される宇宙物体の打上げ場所、国際標識番号、姿勢制御方式、熱制御方式、所有者及び名称並びに宇宙物体を打ち上げるために使用するロケットの種類について記載すること。ただし、当該人工衛星局が既に運用を開始している場合、又は再免許申請の場合には、外国の人工衛星局が開設される宇宙物体の打上げ場所及び宇宙物体を打ち上げるために使用するロケットの種類に関する記載を省略することができる。

30　31の欄の記載は、次によること。

(1)　人工衛星の名称の欄は、注16に準じて記載すること。

［(2)　同左］

(3)　トランスポンダ番号の欄は、申請に係る人工衛星に搭載する衛星中継器（トランスポンダ）番号ごとに、区別できるように番号を付すこと。

［(4)～(6)　同左］

(7)　偏波面コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

［(8)　同左］

(9)　通信の相手方が当該無線局の申請者に属する人工衛星局であつて、当該人工衛星局に係る工事設計書の21の欄と記載内容が同一である場合には、補足事項の欄にその旨を記載して、(2)から(7)までの記載を省略することができる。

31　33の欄の記載は、次によること。

(1)　人工衛星の名称の欄は、注16に準じて記載すること。

［(2)～(6)　同左］

32　当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

［新設］

別表第二号の五　登録の申請に添付する書類の様式（第25条の10第３項及び第25条の17第３項関係）

短

		※整理番号	
1　無線局の種別コード			
2　運用開始の予定期日		3　希望する登録の有効期間	
4　開設の目的			